

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（介護保険課）

一 改正の要旨

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護サービス事業者の業務管理体制の届出等の様式を定めるとともに、指定居宅サービス事業者等の廃止、休止及び再開届の様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年五月一日